

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 障がい者地域活動支援センター指導員 1名
2. 雇用期間 令和5年11月1日～令和6年3月31日まで
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 仕事内容 障がい者地域活動支援センター指導員
・作業や訓練の支援
・送迎業務（ワゴン車）
・レクリエーションや余暇活動の支援
・書類作成（パソコン（ワード、エクセル）を使っての作業）
4. 勤務地 大阪狭山市社会福祉協議会 指定管理施設
大阪狭山市今熊1-82
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
○障がい者施設やサービスでの就労経験のある人、又は、障がいのある人に対する理解がある人
○普通自動車運転免許（A T限定可）を取得している人
6. 勤務条件等
○給与 208,400円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 選考方法 小論文・面接
※小論文については、
テーマ「地域活動支援センターでの創作活動」について
(400字詰原稿用紙2枚以内)
・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。
・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても結構です。（パソコン入力可）
8. 面接日及び場所
○日 時 応募者と相談
○場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉福祉センター
大阪狭山市今熊1-85 (さつき荘)
9. 合否通知 面接実施後10日前後（全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します）
10. 採 用 令和5年11月1日 嘱託採用（採用日については相談に応じます）
試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不適当と思われる場合は採用を取消することがあります。
11. 受験手続
○受付期間 隨時募集
○提出書類
(1) 履歴書(写真貼付)
(2) 職務経歴書
(3) 小論文
(4) 資格証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会（担当：古根川・津田）
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地
TEL 072-367-1761